

第1章 総則

学校は集団生活の場であり、誰もが安全・安心に生活できる場であると共に、他人に迷惑をかけないということが大切なことである。

制服や所持品など流行を追い、無用なことに気を使いすぎると学習や部活動に打ち込むことができない。基本的な生活習慣やしつけ、集団活動する上でのきまりなど、これは人間が社会生活をしていく上で大切なことである。これらを身につけ、守り、実行することにより、強い意志やたくましい心が育まれる。

本校では、主体性のある中学校生活を送ることができるようにするために本規程を定める。

第1条 この規程は、本校の教育目標を達成するためのものである。このため、生徒が自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 中学校生徒として守るべき事項

本校では、すべての生徒の進路を実現するために、「高校入試や就職活動に対応できる身だしなみ」を基準とし、それを指導する。

第1条 校内外の学習活動及び登下校（土日、長期休業等を含む）の際は、学校が定める制服を正しく着用する。

（1）学校指定のものを着る。

①冬季は男子女子共にブレザーを着用する。また、男子はスラックス、女子はスカートまたはスラックスを着用する。夏用半袖は学校指定の開襟シャツまたはポロシャツとする。

②夏季衣替えまでは、ネクタイ・リボンを着ける。つけるときは、カッター・ブラウスの第1ボタンをとめ、着用する。夏季の完全夏服以降は原則として半袖とし、上着・ベスト・ネクタイ・リボンは着用しない。

③学校指定のベストの購入・着用は自由とする。

④冬季、ブレザーの下に着るセーターは黒・紺とし、制服の袖や裾からはみ出ないようにする。また、セーターを着用しただけで行動しない。

⑤カッター・ブラウスは、ズボン・スカートの中に入れて着用する。

⑥スカート丈はひざ立ちして床に裾がつく長さとする。

（2）ソックスの色は白・黒・紺とする。タイツは、黒・紺とする。

（3）ベルトは必ず着用する。黒・茶色とし、装飾のないものとする。

（4）体育の服装

①学校指定のトレーニングシャツ・トレーニングズボンを着用する。

②夏は学校指定のハーフパンツ・半袖シャツを使用する。半袖シャツはハーフパンツの中に入れて着用する。

（7）その他の服装

①冬季は防寒着・マフラーなどを着用してもよい。校舎内では着用しない。

②名札は、春の衣替えの時期まで指定の名札を着用し、登下校時は着用しない。

③装飾品を身につけたり、化粧やマニキュア、眉毛の加工などしない。

※制服の移行期間には、自分の体調や季節・気象状態を自己判断し、制服を正しく着用する。

第2条 頭髮については、高校入試や就職活動に対応できる身だしなみを基準とし、次のことを禁止、指導する。

（1）髪の特種加工（毛染め・脱色・パーマ）をしない。

（2）モヒカンやツブブロック、編み込み等の特殊な髪型（極端な髪型）にしない。

（3）髪が肩より長い生徒はゴムや髪どめで結ぶ。前髪は目にかからないようにする。

（4）男子生徒は髪の毛が目・耳・制服の襟にかからない。

第3条 通学用、上履き用及び体育館用シューズについては、学校指定のものに限る。なお通学用は体育の授業でも使用する。シューズのかかとを踏まない。

（※買い換える場合は、学校指定とする）

第4条 カバンは、学校指定のものを使用する。

（※買い換える場合は、学校指定とする）

（1）カバンは、分かりやすいところに名前を記入しアクセサリー等はつけない。

第5条 持ち物については、学習や部活動に必要なものは学校に持ってこない。

（1）所持品には必ず記名しておく。

（2）集金以外の金銭・貴重品は持ってこない。必要があって持ってくる場合は、学級担任に預ける。（下校時に返却）

（3）金銭の貸し借り・物の売り買いはしない。

（4）携帯電話は持ってこない。

※携帯電話など必要のない物を無許可で持ち込んだ場合には一旦預かり指導する。そして、保護者に返却する。

第6条 通学については、交通ルールやマナーを守って安全に登下校をする。自転車通学者は学校指定のヘルメットを必ず着用する。

（1）自転車通学について

①許可を受けた自転車には、学校が出すステッカーを貼る。はがれたりなくなった場合や新しい自転車を購入した場合は、学校に申し出て、新しいステッカーをもらい、必ず貼る。

②無許可の自転車通学は禁止する。

③学校指定のヘルメットを必ず着用する。

- ④改造や整備不良（ライトなし等）の自転車は許可しない。
- ⑤自転車置き場を利用する場合は、整然と置く。
- ⑥自転車は常に整備して安全を確保するとともに交通ルールを守る。

第7条 校内生活について

- (1) 欠席・早退・遅刻をする場合は、必ず保護者が学校に連絡する。
- (2) 遅刻してきた場合は、必ず職員室に連絡する。
- (3) 登校後は、許可なく校外に出ない。
- (4) 給食のない日の弁当は、家庭から持参する。
- (5) 校舎・設備・備品などを故意に損傷した場合は、「学校施設・器物破損届」を提出し、原則として全額保護者に修理または弁償を要請する。

第8条 校外生活について

- (1) 中学生としての自覚をもち、社会のルールを守り行動する。
- (2) 帰宅後は私服に着替える。
(公私の区別をつける)
- (3) 友人宅への外泊や、生徒だけの夜間外出は禁止する。ゲームセンター、カラオケボックス、飲食店への出入りは、保護者同伴とする。
- (4) 登下校中の買い食い、寄り道をしない。

第9条 その他

- (1) やむを得ず校外へ出る場合は、必ず職員室に届け出て許可を得る。
- (2) 校外巡回指導等で、買い食いがあった場合、その場で現品を没収し、必ず保護者連携を行う。
- (3) 公共の場所等では、マナーを守り、周りの人に迷惑をかけない。
- (4) その他の項目については、保護者の責任において指導・監督をお願いします。

※第2章 中学校生徒として守るべき事項 の違反があった場合の指導について

- その場で改善できるものは、その場で直させる。
- その場で改善できない場合は、家庭で直させる。
 - ①本人に対する改善指導。
 - ②保護者連携による改善指導。（違反物を学校で保管する場合もある）
 - ③特別な指導。

第3章 特別な指導に関すること

生徒が自ら起こした問題行動を反省し、より良い充実した学校生活を送るためにどうすればよいかを考え、実行させる指導を行う。生徒の内省とともに、学習指導や進路について目標を持たせる指導を別室で行う。

第1条 学校の安全・安心を脅かし、悪影響を与えると判断される場合に特別な指導を行う。

- (1) 対教師暴力・暴言
- (2) 意図的な器物破損・破壊行為
- (3) 極端な異装（頭髪・服装の乱れ）

- (4) 暴力行為（生徒間・対人）
- (5) いじめ
- (6) 授業エスケープ・校内徘徊・授業妨害
- (7) 触法行為（飲酒・喫煙・恐喝・万引きなど）
- (8) 集団生活を乱す問題行動の繰り返し
- (9) 生徒指導規程を繰り返し違反する行為
- (10) その他、学校が教育上指導を必要とすると判断した場合（指導無視・カンニング・家出など）

第2条 特別な指導の手順については、次の通りとする。

- (1) 事実確認（特別な指導の実施規程にあてはまる問題行動が生じた場合、必ず事実確認を行い、生徒指導主事、管理職へ報告後、今後の対応について確認する）
- (2) 保護者へ来校要請
- (3) 保護者を交えて事情説明と指導を行う。（内省を促す）
- (4) 登校時は保護者同伴で登校し、別室で反省の様子を判断する。その後、校長室で関係者に謝罪をし、決意を聞く。
- (5) 校長室での指導後、原則数時間から5日間の別室指導。
(反省文指導後、学力補充中心に行う)
- (6) 別室指導終了後は、生徒指導主事及び管理職による説諭等、内省を促す事後指導を継続する。
- (7) 事後指導中に反省がみられなければ、さらに事後指導を行う。

※問題行動が起こるたびに（1）～（7）を行う。

※暴力行為、器物損壊、触法行為については、関係機関と連携する。

※特別な指導の期間は、生徒の状況等により延長もある。

第3条 問題行動が生じた場合、早期解決をめざして、次のような対応や取組みをする。

- (1) 問題行動に対しては、一貫した粘り強い段階的指導を行い、生徒の自己の変容に取り組む。その際、指導に従えない生徒の行動は「学校内の最大の問題行動である」と考え、生徒指導部を中心に保護者の方にも協力していただき、組織的に指導する。
- (2) 問題行動が発生したとき、原則として、その時周囲にいた生徒の責任も重視し、その集団の問題として捉えて問題解決に取り組む。
- (3) 暴力行為、器物損壊、授業妨害、触法行為や喫煙、火気に関する問題等については、必要に応じ関係機関等との連携を図る。
- (4) いじめの問題については、早期発見・早期対応・早期解決に向けて、学校、関係生徒・保護者で早急に解決に向けての場を設定する等、学校と保護者は綿密な連携を図る。
- (5) 日頃から学校における生徒の問題は、できるだけ早く保護者と連携を図る。また、家庭における生徒の様子等についても連携を密にする。